

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和元年10月3日

国土交通省自動車局貨物課長 殿

照会者名 弁護士 三木 亨、弁護士 里 貴之
住所 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項

貨物自動車運送事業法第2条第2項所定の「一般貨物自動車運送事業」に該当し、同法第3条所定の国土交通大臣の許可を受ける必要があるか。

2. 将来A社が行おうとする行為に係る個別具体的な事実

現在、A社は、取引先（委託者）からの委託を受け、ダイレクトメールの封入発送業務を行っている。ダイレクトメールの封入はA社の事業所で行っているが、ダイレクトメールの発送は運送事業者に委託している。

今般、ダイレクトメールの取扱量が増加したため、ダイレクトメールの発送を運送事業者に委託するにあたり、A社の従業員が、A社が所有する車両を用いて、A社の事業所から運送事業者の運送拠点まで（距離にして約5キロメートル）、ダイレクトメールを運送すること（以下「本件運送行為」という。）を計画している。

なお、本件運送行為をA社が受託する場合と受託しない場合とを比較した場合においては、前者のほうが若干ながら作業負担が増すことから、受託する場合には業務委託費用も若干高く設定することも想定している。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1) 見解

貨物自動車運送事業法第2条第2項所定の「一般貨物自動車運送事業」には該当せず、同法第3条所定の国土交通大臣の許可を要しない。

(2) 根拠



国土交通省自動車局貨物課長の平成30年3月20日付行政書士法人工ニシア宛の「法令適用事前確認手続 回答書」において、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となる。なお、当該運送行為が自己の生業と密接不可分で、その業務に付随して運送行為が行われるものであり、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められる場合や名目の如何に関わらず有償性が認められない場合には、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないこととしているが、運送事業以外の事業に付帯して密接不可分のものであるかどうか等については、個々の事案ごとに判断する。」との見解が示されている。

当該見解は、運輸省貨物流通局陸上貨物監修の『逐条問答 貨物自動車運送事業法の運用』(第一法規出版株式会社、1991年)において示されている、「『他人の需要に応じ』とは、他人から依頼を受けた運送が運送事業以外の事業に附隨したものではなく、独立して行われることである。運送事業以外の事業に附隨しているか、あるいは独立しているかどうかは社会通念上決定される。」という解釈と同趣旨のものと解される。

そして、『逐条問答 貨物自動車運送事業法の運用』(前掲)においては、「例えば、クリーニング店が利用者への配達をサービスとして行うことはその経営する事業に附隨するものと言える」との例が示されている。

そこで、本件運送行為についてみると、本件運送行為は、A社のダイレクトメールの封入発送業務の中で、A社の従業員が、A社が所有する車両を用いて、Aの事業所から運送事業者の運送拠点までダイレクトメールを運送するものである。

すなわち、本件運送行為は、封入したダイレクトメールを発送するために当然に必要となる行為である上、また、運送距離も約5キロメートルにすぎず、本件運送行為がダイレクトメールの封入発送という一連の工程に占める作業負担及び時間は、大きく見積もっても全体の工程の10分の1にも満たない。

したがって、本件運送行為は、A社が受託しているダイレクトメールの封入発送業務と密接不可分のものであり、独立して行われるものとはいはず、また、作業負担及び時間が大きくなないことからも委託業務に附隨して行われるものであるといえる。

よって、本件運送行為は、貨物自動車運送事業法第2条第2項の「他人の需要に応じ」という要件を満たさず、同項所定の「一般貨物自動車運送事業」に該当しないと解される。

なお、貨物自動車運送事業法第2条第2項の「有償」でという要件については、『逐条問答 貨物自動車運送事業法の運用』において、「『有償で』とは、運送の対価として財物を收受することをいい、名目の如何を問わず、直接的又は間接的であるかを問わず、あるいは金銭又はその他の目的物であるかを問わないと。」という解釈が採られている。

A社は、本件運送行為を受託する場合と受託しない場合とを比較した場合におい

ては、前者のほうが若干ながら作業負担が増すことから、業務委託費用も若干高く設定することを想定しているが、本件運送行為は、そもそも上述のように「他人の需要に応じ」という要件を欠くことから、かかる価格設定についても貨物自動車運送事業法上何ら問題ないものと思料する（前述のクリーニング店の例でいえば、クリーニング店が利用者への配達を行う場合とクリーニング店に利用者が引き取りに来る場合とで前者の方が費用を高く設定することと同様であると思料する次第である。）。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

希望しない。

5. 連絡先

大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル

北浜法律事務所・外国法共同事業

弁護士 三木 亨、弁護士 里 貴之

電話 06-6202-1088

FAX 06-6202-1080